

平成28年美郷町議会議事録

第4回 定例会 (第1号)

招集年月日	平成28年12月 6日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	平成28年12月 6日 午前 9時30分				
		議長 西嶋 二郎				
	散会	平成28年12月 6日 午前10時50分				
		議長 西嶋 二郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議長 (12)	西嶋 二郎	○	5	藤原 修治	○
	副議長 (8)	安田 勝司	○	6	岩根 和博	○
	1	山本 貢	○	7	山本 幹雄	○
	2	波多野 康博	○	9	黒川 民次郎	○
	3	福島 教次郎	○	10	箕根 正一	○
	4	栗原 進	○	11	佐竹 一夫	○

会議録署名 議員	3番	福島 教次郎	4番	栗原 進
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	住民課長	高橋武司
	副町長	樋ヶ 司	健康福祉課長	木川士朗
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	烏田正輝
	総務課長	小田運博	建設課長	赤穴 清
	企画財政課長	井上陽生	大和事務所長	難波博恵
	定住推進課長	岡先宏和	教育課長	漆谷千鳥
	出納室長	漆谷和彦		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 窪田英通 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成28年美郷町議会第4回定例会議事日程

(第 17 号)

平成28年12月 6日(火) 午前 9時30分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	町長所信表明
4	<p>議案の上程、説明</p> <p>【条例案】</p> <p>議案第63号 美郷町職員の給与に関する条例及び美郷町一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第64号 美郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数 に関する条例の制定について</p> <p>【予算案】</p> <p>議案第65号 平成28年度美郷町一般会計補正予算(第3号)</p> <p>議案第66号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)</p> <p>議案第67号 平成28年度美郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号)</p> <p>議案第68号 平成28年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)</p> <p>議案第69号 平成28年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第3号)</p> <p>議案第70号 平成28年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2 号)</p> <p>【一般事件案】</p> <p>議案第71号 財産の取得について(大和診療所 超音波診断装置購入)</p> <p>議案第72号 財産の取得について(百笑未来営農組合(都賀本郷・上野) 共同利用農機具購入)</p> <p>議案第73号 財産の取得について(惣森集落営農組合共同利用農機具購入)</p>

(開会 午前 9時 30分)

●西嶋議長

おはようございます。

開会前ではございますが、町長より諸報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●西嶋議長

番外、景山町長。

●景山町長

開会前でございますが、ただいま議長のお許しをいただきましたので、次の3件についてご報告をいたします。

1件目は、JR三江線についてでございます。JR三江線につきましては、JR西日本米子支社長からの廃止表明を受け、9月23日の期成同盟会第54臨時総会で、バスなどによる新交通プランへの移行を決定をいたしました。

JR西日本は、9月30日国土交通省中国運輸局に対し、三江線は平成30年4月1日をもって、廃止する旨の届け出をいたしました。

また持続可能でより利便性の高い交通ネットワークを構築する必要があることから、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を策定することを決定し、これらの協議を行うためにも、法定協議会を設置したところでございます。

この法定協議会につきましては、去る11月10日に第1回目の会議が開催され、協議会の名称を三江線沿線地域公共交通活性化協議会とし、会長に島根県地域振興部長、副会長に広島県地域政策局長をもって充て、委員には両県沿線市町のほか、交通事業者、利用者、中国運輸局などで組織し、事務局は島根県交通対策課に置くことと決定いたしました。

今後、来年末までに7回程度の協議を行い、両計画の策定をしていく予定でございます。また、限られた期間の中で効率的に議論を進めるために、両県は、中国運輸局に対し、法定協議会とは別に、鉄道事業法の通達に基づいた地元協議会の設置を申し入れました。

地元協議会は代替交通であるバス転換に向けた運行主体や運行ルート等の運行計画を決めることとし、中国運輸局長を中心に、両県知事、沿線市町の首町などで構成されることとなり、12月に第1回目の協議が予定をされております。

今後はこの2つの協議会がそれぞれの協議の棲み分けをしながら、よりよい公共交通体系を構築していくこととなります。

2件目は、民生児童委員及び主任児童委員の改選についてご報告をいたします。

民生児童委員及び主任児童委員につきましては、3年を任期として活動を行っていたいておりますが、今年が改選の年にあたり、本町の民生委員推薦会から推薦された方々に対し、12月1日付けで厚生労働大臣から委嘱状が交付されました。

本町における定数は、民生児童委員36名、主任児童委員3名であります。この度の改正におきまして、再任の方が24名、新任の方が15名であり、任期は平成28年12月1日から平成31年11月30日までの3年間です。なお、今回の改正により、11月30日をもって13名の方が退任をされました。

次に3件目は、7月3日に発生しました豪雨災害と工事発注状況についてのご報告をいたします。

9月議会において、災害の発生状況をご報告申し上げましたが、災害査定業務が完了いたしました。災害査定結果につきましては、別紙に査定状況表をお配りしておりますので、工事発注状況とともに、ご確認ください。以上で諸報告を終わります。

●西嶋議長

町長の諸報告が終わりました。

全議員出席であります。

ただ今より、平成28年美郷町議会第4回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番・福島議員、4番・栗原議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日6日から14日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から14日までの9日間とすることに決しました。

日程第3、町長所信表明を議題といたします。これより町長に所信表明を行っていただきます。

●西嶋議長

景山町長。

●景山町長

平成28年美郷町議会第4回定例会の開会にあたりまして、今後の町政運営について、私の所信を述べる機会をいただきましたこと、お礼を申し上げます。若干のお時間をちょうだいし、所信の一端を申し上げ、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、10月の鳥取県中部地震で被災された方々にお見舞いを申し上げます。さて、10月の美郷町長選挙におきまして、ご信任をいただき、引き続き町政を担わせていただくこととなりました。

1期目は美郷町合併から10年という節目もあり、町の一体感が醸成されてきたところでもありました。この間、みんなが笑顔で、幸せを実感できる町づくりに向け、定住、産業、雇用、集落の活性化、道路網の整備と公共交通、子育て支援と在宅福祉を重視して、様々な取り組みを進め、その成果も徐々に表れてきたと考えております。

この再選は、これまでの町政運営に対する評価と、今後への期待と受け止めさせていただくとともに、今後に向けていただいた声や振り返りを踏まえて、手を緩めることなく進めることが重要と考えております。期待と職責の重さに、改めて身を引き締めて、全身全霊で取り組む所存でございます。

さて、国、地方では、地方創生を重要課題として、人口減少対策、活力ある地域づくりに向け、強力に取り組みつつあります。美郷町では、昨年10月に総合戦略を決定し、さらに9月議会では、総合計画について、今後10年のまちづくりの基本的な方向を示す基本構想を議決をいただいたところであります。

現在、この基本構想を実現していくための5年間の主な施策等を示す基本計画の策定を、急ピッチで進めております。この計画などの期間は、2期目の任期とはほぼ重なり、これから4年間の最大の責務は、これらの計画を着実に実行に移し、合併後12年が経過した美郷町を次のステージに移していくことと考えております。

私が選挙で述べてまいりました主な4つの方針について申し上げます。1つ目は、道路網の整備や新産業創出による雇用の環境の充実であります。バイオマス発電やリースハウス事業などを展開し、地域資源の活用、産業の創出、雇用の場の拡大に取り組めます。

バイオマス発電については、現在、事業可能性の調査を行っているところでもございます。農業の担い手対策として、集落営農の組織化や担い手不在地域をサポートし、町内の農地を守る仕組みづくりに取り組んでいきたいと考えております。

道路網の整備につきましては、国道375号、県道早期の改良、着工に向け、国、県などに強力に要望し、町道の整備、改良を進め、町内外をつなぎ、生活や仕事、災害に対応できる道路網の構築に取り組めます。国、県事業を積極的に取り入れて、地域環境の整備と経済効果の波及に取り組めます。地域経済については、プレミアム商品券の発行を継続します。

そして9月議会で議決いただいた中小企業・小規模企業振興基本条例も踏まえた対策を進め、地元消費の促進と地域経済の循環、また、地元事業者の雇用支援・後継者育成を促進してまいります。

イノシシ肉の山くじらは、ジビエ缶詰の製造・東京の東急プラザ銀座での販売などを展開しており、さまざまな機関と連携し、一層の地域ブランド化に取り組み、全国へ美郷町と山くじらの発信を進めます。

2つ目は、若者定住対策の促進とUIターン者の受け入れ環境の充実であります。美郷町に暮らす若い世代、UIターンしたい側、受け入れたい側を支援、応援し、人口対策、地域の活力につなげるため、定住ポイント、定住・UIターン支援、子育て支援、産業・雇用・企業支援と定住子育てライフ5つ星の町として、一体的に総合的な定住対策をさらに進めてまいります。

若者定住住宅は、9団地45戸を整備し、203名の若い世代が入居しておられ、今後も建設を実施するほか、空き家の利活用についても方策を講じてまいります。そしてさらに強力に若者・子育て世代を支援するため、10月の臨時議会で議決をいただきました町長報酬の30%減額分を財源とした事業などについて、定住推進課を所管として検討を進めます。

3つ目は、結婚、出産、子育て環境の充実であります。美郷町の子ども達のため、保育料の減額、学習支援館、放課後児童クラブの無料利用などを継続し、子育てステージに応じた相談・支援体制作り、保健・医療・福祉サービスの効率的な提供、病児・病児後保育

に向けた体制整備など、安心と喜びをもって子供を育てていけるよう、子育て支援策を一層充実させてまいります。

教育では、これからの美郷町、社会を担っていく子供たちを育てていくため、学ぶ力と学んだ力、意欲とたくましさなどの育成を重視し、ICT教育、外国語教育、就学援助などの教育環境を充実してまいります。また子育て支援、環境、教育の充実とともに、男女の出会いの場づくりやコーディネーターの仲介などの結婚対策を進めてまいります。

4つ目に安全で安心して暮らせる地域づくりであります。美郷町内では、連合自治会をはじめとするグループ、住民の皆様が、地域のためのさまざまな活動をしておられる誇るべきものと考えております。こうした中、自主防災組織は、防災、災害時に住民生活に身近な場面で極めて重要であり、その活動を支援、促進していきたいと考えております。

減災の視点を基本に、ソフトとハードの事業、体制づくりなどを進めていきたいと考えております。

住みなれた地域で安心して暮らしていただくため、高齢者の方の見守りや外出支援、配食などの生活支援サービスの充実、相談・協議の体制など、地域や関係機関と連携して、一体的な地域包括ケアの仕組みづくりを進めてまいります。

また、地域おこし協力隊による地域おこしや生活の支援、集落支援員や活動への補助制度などによって、地域の活動を支援し、持続的な地域運営の仕組みづくりに向け、取り組んでまいります。

そしてJR三江線の平成30年4月1日の廃止決定を踏まえ、両県、沿線市町などとともに、バスなどによる新交通プランづくりに取り組み、公共交通不便地域の解消も含め、地域の実情やニーズに合った持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークを構築してまいります。

この度、選挙を通じ、改めて町内をくまなく歩き、多くの皆様から応援、お叱り、ご意見をいただきました。皆様の声を謙虚にお聴きしながら、対話と信頼、連携により、住みよいまちづくりのため、全力を尽くしてまいります。こうした施策を総合的に進め、美郷町が美しい町・ひと・くらしがつながるみんなの美郷に向かっていくため、住民の皆さまの笑顔の暮らしのため、これからの4年間、住民、議員の皆様のお知恵とお力をいただき、誠実に町政運営にあたってまいりたいと考えております。

具体的な施策等にあたっては施政方針でお示し、議会の皆様と協議し、審議をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

今後とも議員各位をはじめ、住民の皆さまの格別のご支援とご協力を心からお願いを申し上げ、私の所信とさせていただきます。

●西嶋議長

所信表明が終わりました。

日程第4、議案の上程、説明を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案は、条例案2件、予算案6件、一般事件案3件の計11件であります。議案第63号から議案第73号までの11件を一括上程いたします。

初めに、条例案議案第63号及び議案第64号について、順次提案理由の説明を求めま

す。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●小田総総務課長

上程になりました議案第63号について、ご説明いたします。

議案第63号 美郷町職員の給与に関する条例及び美郷町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 美郷町職員の給与に関する条例及び美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年12月6日提出 美郷町長 景山良材

この条例は、平成28年の人事院勧告、この勧告による一般職の職員の給料に関する法律等の一部を改正を踏まえ、職員の給与について所要の改正を行うものであります。

新旧対照表をお開きください。この条例は、3条構成で、それぞれ各条例を改正するものであります。第1条で、美郷町職員の給与に関する条例を改正し、平成28年度の給与を定め、第2条で同じく、美郷町職員の給与に関する条例を改正し、平成29年4月以降の給与を定め、第3条で美郷町一般職の任期付き職員の採用等に関する条例を改正いたします。

新旧対照表をごらんください。第1条の美郷町職員の給与に関する条例の改正について説明いたします。第9条第1号を改正し、医師の初任給調整手当の41万3300円を41万3800円とします。第19条第2項では12月に支給する勤勉手当の支給割合を0.1カ月改定し、第1号で職員について100分の80を100分の90とし、第2号で再任用職員の100分の37.5を100分の42.5とします。

別表第1では行政職の給料表を改正し、改定率は0.2%となるものであります。別表第2では、医療職の給料表を改正します。これは平成28年度に適用するものであります。

第2条の美郷町職員の給与に関する条例の一部改正について説明をいたします。先ほどの第1条により改正した勤勉手当の支給割合について、平成29年度以降は、改定分を、6月と12月に割り振るものです。支給割合を第1号で、職員について100分の90を100分の85とし、第2号で、再任用職員について100分の42.5を100分の37.5といたします。

第3号の美郷町一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部改正について説明いたします。第7条で定める特定任期付職員の給料表について改正するものであります。これらの改正は、提案理由で申しあげました人事院勧告等を踏まえた内容でございます。議案の方の附則を定めたページ、11ページをごらんください。これらの附則では、先ほど説明申しあげました規定の施行日等を定めております。第1項と第2項について説明申し上げます。第1項では、施行日を定め、第1条と第3条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行いたします。第2項では、適用日を定め、第1条改正のうち第9条の初任給調整手当と別表第1と別表第3の給料表第3条の改正は、平成28年4月1日から、第1条の改正のうち第19条第2項の勤勉手当は平成28年12月1日から適用します。第3項から第7項は、給料表の改定に伴う措置等について定めております。第3項は、給料表改訂前に支払われた給料は、内払であること。第4項

と第5項は、給料表の改定に伴い、職員間の均衡に支障があるような場合に必要な調整等を行うことを定め、第6項は、規則への委任を定めております。

以上で議案第63号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

産業振興課長。

●烏田産業振興課長

上程になりました議案題64号について、ご説明いたします。

議案第64号 美郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について 美郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年12月6日提出 美郷町長 景山良材

提案の理由、内容でございます。この条例は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の定数を定めるものです。法律については、平成28年4月1日から施行され、農業委員定数は法の第88条第2項、農地利用最適化推進委員定数は、法の第18条第2項に条例で定めることと規定されています。それに従いまして、この条例を上程したところ、制定を上程したところです。

まず、この法律改正で大きく変わった点についてご説明申し上げますと、農業委員の選出方法の変更があります。従前は、選挙による選出と、農協、農業共済、議会による推薦であったものでしたが、今回から、この法からは議会同意を前提とした町長の任命制に改められました。また、農業委員とは別に農地利用の最適化を行う農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱することを新設されております。このことを踏まえまして、内容の説明に入らせていただきます。

まず第1条でございますが、この条例の目的としております法に基づき、農業委員及び推進委員の定数を定めることを目的としております。

第2条でございますが、2条では、農業委員の定数を定めておりまして、6人としております。第3条では、推進委員の定数を定めておりまして、推進委員の定数は、7人と定めております。

附則としまして、第1項では、施行期日について規定しておりまして、平成28年4月1日に在任する農業委員の任期満了の日から施行としております。美郷町農業委員会の任期は、平成29年7月31日ですので、平成29年8月1日から施行することとなります。

第2項では、現行の農業委員会の選挙による委員定数条例を廃止することとしております。第3項では、美郷町の選任による定数に関する条例の廃止としております。

第4項では、美郷町承認等の実費弁償に関する条例の一部改正でございます。これにつきましては、タブレットの資料の64の2の方に、新旧対照表を入れておりますので、それを参考にさせていただきますが、現行では、この条例に関しまして、左側が現行で、上から3行目に法の第29条第4項というふうになっておりますが、この法律の改正に伴い、右側改正後でございますが、35条の第4項に規定されているということで、この改正をしております。

次に第5項ですが、これも新旧対照表の2ページをごらんください。左側が現行でございまして、農業委員会の会長の年額報酬13万1600円、委員報酬11万4200円としております。改正後におきましては、農業委員会の会長の年額、変わらず13万1600円でございます。ただし、能率給として、町長が定める額を加えております。委員の方ですが、基本給が11万4200円。これにおきましても、能率給として町長が定める額としております。

次に、農地利用、今度新しく設けます農地利用最適化推進委員の年額報酬として、基本給として11万4200円、能率給として、町長が別に定める額と、以上としております。以上で議案第64号についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

●西嶋議長

続きまして、議案第65号から議案第70号までの予算案について、順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

企画財政課長。

●井上企画財政課長

上程させていただきました議案第65号について、ご説明を申し上げます。

議案第65号 平成28年度美郷町の一般会計補正予算(第3号)は、次の定めるところによる 歳入、歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億1741万5000円を減額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、65億7736万8000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正 第2条 地方債の変更は、第2表地方債の補正による。平成28年12月6日提出 美郷町 長景山良材

さて、補正に係る概要ですが、2ページから8ページのうち、第1表 歳入歳出予算補正及び明細となる事項別明細の総括については、割愛をさせていただき、歳入歳出については明細書内訳の説明欄において、増減100万円を超える主なものについてご説明を差し上げます。そして最後に第2表の地方債補正の説明を差し上げたいと思います。尚、今回の第3号補正は、人件費において、先ほどご提案をさせていただきました議案第63号での給料表および勤勉手当の支給率0.1カ月加算とこれらに伴う共済費などの増額補正、町長給与の30%カット、職員の休職、育児休暇による減額、差し引き255万9000円を増額して計上しております。

はじめに、10ページをお開きください。歳入です。中ほど、款13、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金のところがございます。3、児童福祉費負担金、保育運営費負担金の448万3000円の増額です。これは保育単価改正に伴います国庫補助金の増によるものです。続きまして、下段の3、災害復旧費国庫負担金、節1、公共土木災害復旧費負担金。これは、9月に発生した災害について計上しております。

その下、款13、国庫支出金、項2、国庫補助金、1、民生費国庫補助金です。これは、町道志君線の事業不採択による地域改善の補助金の減額でございます。11ページをご

らんください。款13、国庫支出金、項2、国庫補助金、3、土木費国庫補助金でございます。節2、道路橋梁費補助金。こちらにつきましては、町道都賀行宮内線他5路線等の事業の縮小に伴います社会資本整備総合交付金の減額でございます。その下、5、総務費国庫補助金、節2、総務管理費補助金。こちらは、番号制度のシステム改修、整備等の補助金について増額383万8000円を計上しております。

続きまして、款14、県支出金、項1、県負担金、1、民生費県負担金、3、児童福祉費負担金。これも先ほど、歳入でご説明しましたこれは保育所の運営費の算定による負担金の増でございます。その下、款14、県支出金、項2、県補助金。2段目の4、農林水産費県補助金。主なものとしましては、1番下段のため池安全確保事業補助金でございます。これは、事業が2カ年にわたるということで、今年度事業を減額して計上しております。12ページをご覧ください。款14、県支出金、項2、県補助金。6の災害復旧費県補助金、1、農林水産費災害復旧補助金でございます。これにつきましては、歳入の細目の変更でございまして、現年度分の農災の部分とそれから施設災害の方とを組み替えをしております。款14、県支出金、項3、委託金、2、総務費委託金です。こちらにつきましては、5、選挙費委託費、参議院選挙の委託金実績に伴う減、マイナス168万6000円を減額をしております。

13ページをお開きください。款17、繰入金、項2、基金繰入金、1、財政調整基金繰入金、1、財政調整基金繰入金でございます。これ財源不足による基金の繰り入れを1000万計上しております。

款19、諸収入、項7、雑入、5、雑入、最上段に総務費雑入です。ここに、コミュニティ助成事業助成金とございます。これは当初2団体予定をしておりましたが、1団体となったことから、250万の減額をしております。

次、款20、町債、項1、町債、1、総務費、5、過疎対策事業費ですが、これは全体事業の縮減による過疎対策事業債の減額190万です。続きまして、14ページをご覧ください。款20、町債、項1、町債、2の民生費です。節1、地方改善事業債、これは過疎債対策費の中で、先ほどありました志君線の事業採択の不採択に伴います2500万の減額です。4、農林債、11、ため池安全確保事業。これにつきましても、先ほどのため池のご説明に変えさせていただきます。5、土木債、1、道路整備事業債、過疎対策事業並びに辺地対策事業。これが都賀行宮内線等5路線、先ほど話しました減額に伴うものがございます。6、消防費、1、消防施設債、過疎対策事業債として、防火水槽設置についての過疎債の充当拡大です。110万円を計上しております。2、防災対策事業債、緊急防災減災事業債380万円を計上しています。小型ポンプ車2台の充当拡大によるものです。8、災害復旧債、節2の公共土木災害復旧費、現年災害の9月分の災害の追加承認による430万の計上でございます。以上、歳入でございました。

続きまして、歳出です。15ページをちょっと飛ばして、16ページの方をご覧ください。款2、総務費、項1、総務管理費、中ほどの5、財産管理費でございます。財産管理費の説明欄の内、1番、財産管理費、これにつきましては、財源不足による積立金を減額1200万しております。3番の施設管理費、維持工事費がございます。447万1000円ですが、これは先般、町の方で買収しました武澤屋の改修と、旧保育所の遊具の撤去

を計上しております。その下、6、企画費、1、企画費。この中のその他補助金でございますが、これにつきましてはマイナス100万円を減額しておりますが、内訳としましては、誇りのもてる産業おこし支援事業を150万計上しまして、先ほどのコミュニティ事業の減額分250万、差し引き100万の減額でございます。その下、定住推進費、ページをちょっとめくっていただきまして、説明の方、17ページの方になりますが、その他補助事業、これは主なものとしましては、空き家の改修について、316万計上しております。その下、新エネルギー推進費でございますが、再生可能エネルギープロジェクト委託料の減に伴う、3133万9000の減額でございます。17ページ引き続きまして、下の段、12、電子計算費。この中の説明欄では、2、電子共同処理費、ここの一部事務組合の負担金。これにつきましては、共同処理システムの中の間サーバまたナンバー制度に伴いますシステムの改修ということで、100万7000円を計上しております。少し飛びまして、19ページをご覧ください。款2、総務費、項4、選挙費、2、町長町議選選挙費、説明欄1、町長選挙費、時間外手当実績に伴う減額102万4000円を減としております。20ページをご覧ください。款2、総務費、項4、選挙費、5、参議院議員選挙費。こちらと同様に、説明欄1、参議院議員選挙費時間外勤務手当については、実績に伴う142万円の減額をしております。

続きまして、23ページをお開きください。款3、民生費、項2、児童福祉費、1、児童福祉総務費の内、説明欄1番、児童福祉総務費の内、その他委託料。こちらにつきまして、入所園児の増、また、工程算定の上昇に伴います2667万3000円を計上しております。

続きまして、25ページをお開き下さい。款5、労働費、項2、労働諸費、目1、労働諸費、説明欄2、ふるさと雇用再生特別基金事業償還金。これは、平成27年度実施による会計検査によって、返還金が生じたものです。28年度の計上につきましては、28年度において、国会報告がなされたことでの確定に基づき、この度320万8000円計上させていただきました。

26ページをご覧ください。款6、農林水産費、項1、農業費、一番下の5、農地費、このうち1、農地総務費の中の測量設計計画、また工事請負費につきましては、先ほど、県単のため池を2年の事業に振り分けた為による減額でございます。2、農道整備事業費、これにつきましては、事業の確定に伴っての減額でございます。27ページをご覧ください。款6、農業水産業費、項2、林業費、目2、林業振興費でございます。説明欄1、林業振興費、報償金のところでございます。これは有害駆除でありますイノシシ、サルそれぞれ154頭、20頭の今後の見込による増でございます。

29ページをご覧ください。款8、土木費、項2、道路橋梁費、目2、道路維持費、説明欄1、道路維持費、施設関係委託費。こちらにつきましては、除雪に伴う、今後の枝切り作業。また、災害での委託事業の測量、常維持での作業委託。これを合わせまして、1150万を計上しております。下の段、工事請負でございます。これは災害時応急工事、通常の維持工事、災害関連工事、冬季の応急工事。これらを見込みまして2665万円計上しております。3、道路新設改良費、説明欄1のところの道路新設改良費でございます。ここは町道都賀行宮内線他6路線において、交付決定ベースに事業費を修正して、それぞ

れ測量委託費から補償費まで減額の子算を計上しております。30ページをご覧ください。款8、土木費、項2、道路橋梁費、目4、こちらの説明欄、道路維持費。これも交付決定ベースに修正減額をして、4000万減額をしております。その次款8、土木費、項3、河川費、目1、河川総務費でございます。2、河川維持費工事請負費。これ、浜原ダムの水位減に伴いまして、周辺の町河川、石見川、三郎谷川の堆積除去のため、2カ所で500万を計上してしております。最下段、款8、土木費、住宅費、住宅管理費です。説明欄、住宅管理費でございますが、1ページめくっていただきまして、31ページのところにその他負担金とありまして、これは島根県住宅供給公社家賃負担分でございます、173万8000円を計上してしております。

33ページをお開きください。款10、教育費、項2、小学校費、目2、教育振興費、説明欄1、教育振興費、うち、工事請負費、庁舎器具費、これは、平成29年度邑智小学校において、1年生が2クラスになることに伴う改修でございます。

36ページをお開きください。款11、災害復旧費、項2、公共土木施設災害復旧費、目1、土木施設災害復旧費。こちらにつきましては、説明欄、現年度土木施設災害復旧費、9月に発生した河川2カ所、いずれも尻無川の事業費を計上してしております。

37ページをお開き下さい。款12、公債費、項1、公債費、1、元金、利子共に確定に伴います減でございます。

款14、予備費、項1、予備費でございます。こちらは、財政調整基金からの繰り入れを1000万しまして、その差額であります131万2000円の調整として、この度、減額をさせていただきました。

それでは第2表 地方債の補正でございます。6ページの方をお開き下さい。

変更点のみ申し上げます。上から6段目、過疎ソフト事業債は、それぞれの事業を集計した結果、140万減額として1億4330万を限度額としました。その下でございます。地方改善事業債。これは志君線不採択に伴います2500万の減額でございます。

中ほどにあります、ため池安全確保事業債。これも2カ年にわたるため池の事業のため、今年の子業につきましては140万を減額してしております。2段下、道路整備事業債です。こちらにつきましては、先ほど町道都賀行宮内線他6路線等の子すね。事業費の減額に伴います1840万の減額で9250万を限度額としております。

中、それから3つ下子すね。消防施設債。これにつきましては、起債の充当率を拡大しまして、110万円増額としまして、910万円を限度額としております。その下、防災対策事業債、これにつきましても、380万を充当拡大しまして、1690万を限度額としております。下から3番目子すね。農林水産費施設事業債。これは現年度の子助の農林債子すねが、40万を減額をして、4300万円を限度額として子すね。そうした公共土木災害復旧債、先の子9月の災害を追加を足していただきまして、430万増額としまして、2740万を限度額とするものでござ子すね。合計子すねと、補正前が7億7510万円。これを4740万円減額をいたし子すね、補正後の限度額を7億2770万とするものでござ子すね。以上で議案第65号の説明を終わ子すね。ご審議の程よろしくお願子すね。

●西嶋議長

建設課長。

●赤穴建設課長

それでは上程になりました議案第66号につきましてご説明いたします。

議案第66号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) 平成28年度美郷町の簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正 第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ74万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9188万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成28年12月6日提出 美郷町長 景山良材

それでは、歳入、歳出の方の説明をいたします。6ページをお開きください。6ページの2歳入、款5、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金であります。これは簡易水道事業の運転費に関するものではございます。補正額は74万3000円でございます。

次の7ページをお開きください。歳出です。一般会計でも説明がありましたように、人件費関係分が変更となりましたので、人件費の増額分と、水道施設の修繕費45万8000円を追加をさせていただきまして、全体で74万3000円の補正になっております。以上が議案第66号の説明であります。

続きまして、議案第67号についてご説明をいたします。

議案第67号 平成28年度美郷町下水道事業特別会計補正予算(3号) 平成28年度美郷町の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。歳入歳出の補正 第1条、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ、11万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6537万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成28年12月3日提出。美郷町長 景山良材

これも同じく6ページをお願いいたします。歳入です。歳入、2、款4、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金です。説明欄にありますように、これもすべて運転費になりますが、それぞれ節の1、公共下水道、2、集落排水、3、小規模集合排水になりますが、これにつきまして、公共下水と集落排水をそれぞれ減額となっております。小規模校及び小型合併浄化槽、これが100万円と10万円の増額と。合併浄化槽につきましては、建設分に該当いたします。全体で11万4000円の減額ということであります。

次の7ページをお願いいたします。3歳出、款1、最初の上段の表が、公共下水道の関係、中段の表が農業集落排水、1番最下段が、小規模集合排水でございます。それぞれ適用に詳細が記入してありますけれども、人件費相当分の減額の予算が示されておりますが、公共下水道、農業集落排水については、人件費、それから、それぞれ修繕費を公共下水で60万円の減額。農業集落排水で50万円の減額というふうにしております。小規模は、逆に修繕費が今、嵩んできておりますので、修繕費400万円増加をしております。という形になっております。

次の8ページの方お願いします。8ページの表は特定地域生活排水建設事業。これは小型合併浄化槽を設置する事業でございまして、適用にありますように、工事費分、これは町単独費分ですが、10万円工事費を増額したいということで提案をさせていただきま

す。

以上が、議案第67号下水道特別会計補正予算の議案説明でございました。ご審議の方
よろしくお願いをいたします。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

上程になりました議案第68号について、説明をいたします。

議案第68号 平成28年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号 平成28
年度美郷町の国民健康保険特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳
出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万4000円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1002万6000円とする。平成28
年12月6日提出 美郷町長 景山良材

この度の主な補正の理由でございますが、給料表の改定に伴う人件費の補正。それから
後期高齢者支援金等の納付金の制度改正による負担金の変更。国保資格喪失者への保険
税の還付などが主な内容となっております。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。2歳入、款13、繰入金、項2、他
会計繰入金、目1、一般会計繰入金、補正額8万4000円の増額でございます。これは
職員給料表の改定を踏まえて、人件費を繰り入れるものでございます。

7ページをお願いします。歳出でございます。3、歳出、款1、総務費、項1、総務管
理費、目1、一般管理費、8万4000円の増額でございます。先ほど説明いたしました
けども、この8万4000円につきましては、給料表の改定を踏まえて、職員2名分の人
件費の関係の増額でございます。

その他、節11の事業費の中で、印刷製本費と修繕費で、4万2000円の組み替えを
させていただいております。これは国保の制度をお知らせするしおりがなくなりました
為、急遽印刷を行わせていただきました。そのため、印刷費が不足となったことから、
同じ節内の修繕費から、組み替えをさせていただくものでございます。

次に中段の表ですが、款3、後期高齢者支援金、項1、後期高齢者支援金、目1、後期
高齢者支援金、補正額23万6000円の減額でございます。これは今年10月から、短
期時間労働者への被用者保険の適用が拡大されたことに伴いまして、前期高齢者納付金
の算定方法が変更されました。これにより、本町については、この納付金が減額となるも
のでございます。

次に、下段の表でございます。款6、項1、目1、いずれも介護納付金でございます。
補正額10万8000円の減額でございます。こちらも先ほどの高齢者納付金と同様に、
算定方法の変更により、本町については減額となるものでございます。

8ページをお願いします。款11、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目2、一
般被保険者保険税還付金、28万4000円の増額。同じく目3、退職被保険者等保険税
還付金、6万円の増額補正でございます。これは、国保の資格を遡及して、喪失をされた
方がありまして、国保税の還付が生じたため、補正をお願いするものでございます。なお、
もともと当初予算において、還付金を実は計上しておりませんでした。今後の還付発生分

もある程度見込んで、補正額を計上させていただいております。以上で議案第68号の説明を終わります。ご審議の程お願いいたします。

続きまして、上程になりました議案第69号について説明いたします。

議案第69号 平成28年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第3号 平成28年度美郷町の国民健康保険診療所特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、22万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8868万5000円とする。平成28年12月6日提出 美郷町長 景山良材

補正の理由でございますが、給料表の改定に伴う人件費の補正を見込んでのものでございます。

6ページ、歳入をお願いします。2歳入、款2、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金、補正額22万2000円の増加でございます。職員給料表の改定に伴うもので、増額分を繰り入れるものでございます。

7ページをお願いします。歳出でございます。3歳出、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、22万2000円の増額でございます。説明欄にございますように、給料並びに諸手当など給料表の改定に伴い補正を行うもので、大和診療所職員4名分の人件費となっております。以上で議案第69号の説明を終わります。ご審議の程お願いいたします。

続きまして上程になりました議案第70号について説明いたします。

議案第70号 平成28年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号 平成28年度美郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億8823万円とする。平成28年12月6日提出 美郷町長 景山良材

補正の理由でございますけども、給料表の改定に伴う人件費の補正並びに市町村負担金の追加負担が主な内容となっております。

6ページをお願いします。歳入でございます。2歳入、款3、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金、補正額14万8000円の増額でございます。説明欄にございますように、広域連合への市町村負担金の増額分が4万3000円、並びに職員給料表の改定に伴う人件費の増額分が10万5000円、合わせて14万8000円を繰り入れるものでございます。

7ページをお願いします。歳出でございます。3歳出、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、10万5000円の増額でございます。給料並びに諸手当など給与の改定に伴い、職員1名分について増額をお願いするものでございます。

続いて下の表でございますけども、款2、項1、いずれも後期高齢者医療広域連合負担金、目2、療養給付費負担金でございます。こちらは、平成20年度から平成27年度分の療養給付費市町村負担金についてでございますが、島根県後期高齢者医療広域連合において、市町村間調整が、正確になされていなかったということが判明をいたしました。改めて調整をされた結果、本町については、4万3000円の追加負担が生じるというこ

とになりました。これにより、この度の補正により対応したく、増額をお願いするものでございます。以上で議案第70号の説明を終わります。ご審議の程、お願いいたします。

●西嶋議長

以上で、予算案の説明が終わりました。

続いて議案第71号から議案第73号の一般事件案3件について、順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

上程になりました議案第71号について、ご説明いたします。

議案第71号 財産の取得について、次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議決を求めます。平成28年12月6日提出 美郷町長 景山良材

記、1、契約の目的、大和診療所超音波診断装置一式。2、契約金額913万6800円。3、契約の相手方、広島県三次市東酒屋町306の33、株式会社エバルス営業本部三次支店 支店長 柿林康宏。4、契約の方法、指名競争入札。

議案の内容について説明をさせていただきます。この財産取得は、大和診療所の医療機器購入のため、入札を行ったもので、平成28年11月28日に指名競争入札を行いました。入札指名者は、有限会社山崎教具店、株式会社玉屋出雲支店、福田電子岡山販売株式会社出雲営業所、株式会社エバルス営業本部三次市店の4社でございます。なお、玉屋並びに福田電子については、辞退をされております。落札者は株式会社エバルス営業本部三次市支店 支店長 柿林康宏で、落札金額は846万円。消費税67万6800円を加えて、契約金額913万6800円でございます。仮契約は、平成28年11月29日納入期限は12月28日としております。購入の主な内容としました東芝メディカルシステムズ社製、超音波診断装置本体1台と付属品の一式でございます。これに係る財源内訳としましては、医療施設等施設整備費補助金、こちらは国庫補助金でございますけれども、これが2分の1、残り2分の1は一般財源となっております。

現在、大和診療所で使用しております超音波診断装置は、平成16年1月に購入をしたもので、12年が経過し、メーカーから保守部品、保有期間が終了したとの通告を受けました。このことにより、必要部品が供給されないことから、重要な診療に支障を来す恐れがあり、新しい機器を早急に整備する必要があり、このたび購入をさせていただきたいものでございます。以上で議案第71号の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

●西嶋議長

産業振興課長。

●烏田産業振興課長

上程になりました議案第72号についてご説明いたします。

議案第72号 財産の取得について 次のとおり財産を取得したいので、地方自治法

第96条第1項第8号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。平成28年12月6日提出 美郷町長 景山良材

記、1、取得する財産、百姓未来営農組合共同利用農機具一式。2、取得の金額、1612万4400円。3、取得の相手方、飯石郡飯南町下赤名364番地3、ヤンマーアグリジャパン株式会社赤来支店、支店長 若林五郎。4、所得の方法、指名競争入札です。

議案の内容でございますが、この財産の取得は、百笑未来営農組合、これは都賀本郷、上野、大原迫を範囲とした組合でございますが、共同利用農機具購入のために、入札を行ったものです。

平成28年11月28日に指名競争入札をいたしました。入札参加者は、ヤンマーアグリジャパン株式会社赤来支店。株式会社イセキ中国大田営業所。JA島根おおち農業協同組合島根邑智地区本部の3社でございます。落札者は、ヤンマーアグリジャパン赤来支店で、落札金額は1493万円で、消費税119万4400円を加え、契約金額1612万4400円でございます。仮契約は、平成28年11月28日に、締結しております。納入期限は3月10日しております。

購入の主な内容は、トラクター25馬力1台、28馬力1台、代掻きハロー2.4メートル1台、2.6メートル1台。乗用田植え機5条2台、コンバイン3条刈り2台、籾搬送機2台、籾乾燥機25石を2台、籾すり機1台、選別計量器1台、石抜き機1台、コンバイントレーラー1台。以上でございます。財源内訳としては、過疎債を充当しております。以上で議案第72号の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

続きまして、議案第73号についてご説明いたします。

議案第73号 財産の取得について 次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。平成28年12月6日提出 美郷町長 景山良材

記 1、取得する財産、惣森集落営農組合共同利用農機具一式。2、取得の金額、1022万2200円。取得の相手方、飯石郡飯南町下赤名364番地3 ヤンマーアグリジャパン株式会社赤来支店、支店長 若林五郎。4、取得の方法、指名競争入札。以上でございます。

この財産の取得につきましては、惣森営農組合共同利用農機具の購入のためでございます。平成28年11月28日に指名競争をいたしました。入札参加者はヤンマーアグリジャパン株式会社赤来支店、株式会社イセキ中国大田営業所、JA島根おおち農業協同組合島根邑智地区本部の3社でございます。落札者は、ヤンマーアグリジャパン株式会社赤来支店で、落札金額は、946万5000円、消費税、75万7200円を加え、契約金額が1022万2200円でございます。仮契約は28年11月28日に締結しております。納入期限は、3月10日としております。

購入の主な内容は、トラクター28馬力1台、代掻きハロー2.6メートル1台、乗用田植え機5条1台、コンバイン3条刈り1台、籾搬送機1台、乾燥機21石1台、18石1台、籾摺り機1台、自動選別計量器1台、コンバイントレーラー1台、畦塗り機1台、

以上でございます。財源内訳としては過疎債を充当しております。以上で、議案第73号の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

●西嶋議長

以上で全議案の説明が終わりました。

質疑は、8日に日程を取りますのでよろしくお願いいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。次の会議は8日木曜日、定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前 10時 50分)